

不正行為等通報の受理及び処理状況について

令和8年8月中に考査課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	3
匿名	7
職員等	0
計	10

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	9
郵便・FAX	1
面談・電話	0
計	10

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

通 報 内 容	処 理 状 況
① サザエの密漁をしている県民がいる。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
② 県民の友(令和8年7月号)に、一番星アワードのグランプリ受賞企業名や商品名を掲載しているが、これは特定業者への利益供与にあたり、中立性・公平性を欠くので不適切ではないか。	調査の結果、不適切な事実は確認できなかった。
③ 県は障害者等用駐車区画利用証を発行しているが、障害者等用の駐車区画に、利用証の発行を受けた高齢者などが常に駐車しており、車椅子使用者が駐車できない状況が続いている。車椅子使用者用とそれ以外の利用証利用者の区画を明確に分けるべき。	担当課に調査を指示したところ、次のとおりの回答を得た。「県では、利用証を発行する際、乗降時に広いスペースを必要としない方には、できる限りゆずりあい駐車区画をご利用いただくようお願いしています。併せて、車椅子使用者用駐車区画とゆずりあい駐車区画の両方を確保するダブルスペース方式を推奨してまいります。」
④ ある不動産関連事業者が運営するウェブサイトは、利用者が行政サービスと誤認するので不適切である。	所管外のため不受理とし、担当課に情報提供した。
⑤ ある福祉施設は県の監査実施により改善命令を受けたが、改善されていない。	所管外のため不受理とし、担当課に情報提供した。(なお、担当課からは改善状況について引き続き確認や指導を行っていく旨の回答を得た。)
⑥ ある県職員は、不適切な経緯で作成した契約書に基づき住居手当を不正に受給している。	調査の結果、適正な契約書に基づき、適正な金額の住居手当が支給されていることを確認した。
⑦ ある県職員は、勤務時間中に他課を訪れ、自身の業務とは関係のない話をしている。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。
⑧ あるアートメイク施術者は、医師免許を有していないかもしれない。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
⑨ 県が管理する船舶係留施設において、船舶や帆等が桟橋からはみ出ていると条例に違反している船舶がある。	所管外のため不受理とし、関係課に情報提供した。
⑩ ある団体は、告示前であるのに、ある和歌山県議会議員補欠選挙立候補者への投票をSNSで呼びかけている。	所管外のため不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	⑥⑦
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	8	①②③④⑤⑧⑨⑩

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	4	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	3	②⑥⑦
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	0	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	1	③
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0	
(3) 調査を継続中としたもの	0	
(4) 不受理としたもの	6	①④⑤⑧⑨⑩

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(7月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(連絡先)
総務部 総務管理局 考査課
担 当：石井、額田
電 話：073-441-2136 内線：2115、2116